



UR賃貸住宅のご紹介

神奈川県厚生福利振興会の会員様へ
協定制度利用で2つの特典！

従業員様個人名義でUR賃貸住宅をご契約いただくと、

通常2か月分の敷金が**1**か月分に！
入居日からの家賃1か月分が**0**円に！

(1か月フリーレント)

◆UR賃貸住宅のメリット◆

礼金・更新料が**0**円！

仲介手数料・保証人が**不要**！

～単身向けからファミリー向けまで、様々なタイプのお部屋がございます～



お部屋探し・詳細は裏面から⇒

協定制度を利用したお部屋探しからご入居までの流れ

① UR都市機構営業窓口・ネットでお部屋探し

② 従業員様個人名義で仮申込・内覧

③ 契約手続を行うUR営業センターへ入居資格確認書類の提出

④ 敷金1か月分 及び 入居月の日割り家賃・共益費のお支払い

⑤ 賃貸借契約の締結

⑥ 鍵渡し・ご入居

協定に基づく2つの特典のご利用にあたっては、必ずご契約前（仮申込時 または 資格確認書類提出時）に、従業員様がUR営業センターへ特典利用のお申出をいただき、協定締結時に定められた持参書類をご提示ください。

フリーレント適用の場合は、敷金1か月 及び 入居月の日割り共益費のお支払い

協定書に基づく覚書の締結（敷金1か月）
フル適用の場合はフリーレント1か月に係る覚書の締結

営業窓口のご紹介

◆UR新宿営業センターTEL：03-3347-4330

◆UR八重洲営業センターTEL：03-3271-0611

各都道府県の営業センターはUR都市機構サイトでご確認ください。

⇒弊社HP：<https://www.ur-net.go.jp/chintai/counter/>

⇒QRコード：



協定制度に関するご注意

- ① 貴社と弊社の間で「従業員向け住宅確保について相互協力に関する協定書」を締結しております。この協定に基づきご利用いただける特典制度です。
- ② 従業員ご本人様のご契約の場合のみご利用可能です。従業員のご家族、退職された方が契約名義人になる場合は適用対象外です。
- ③ 契約締結後及びご入居後のお申し出は適用対象外です。
- ④ 協定制度の併用・適用にかかる注意事項
 - ・ 次の制度との併用・適用はできません。【ハウスシェアリング制度、近居割・子育て割など】
 - ・ 次の住宅については適用できません。
【抽選募集住宅(新築募集賃貸住宅)、高齢者向け優良賃貸住宅、特別募集住宅、DIY住宅、健康寿命サポート住宅など】
- ⑤ フリーレント1か月特典の適用にかかる注意事項
 - ・ 12か月以上の継続居住が適用条件となります。12か月以内で解約された場合、フリーレント分のお家賃をお支払いいただきます。
 - ・ フリーレント期間中も共益費はお支払いいただきます。
 - ・ 次の制度や住宅には適用できません。【定期借家、フリーレント住宅、そのママ割、U35割など】
 - ・ フリーレント1か月特典は予告なく受付を終了する場合があります。
- ⑥ 協定制度と併用できない制度、適用されない住戸は変動いたします。詳細につきましては営業窓口へお問合せください。



UR都市機構と協定を締結された法人の会員様向け 協定制度特典適用申込書

法人名	神奈川県厚生福利振興会	協定 No.	1256
フリガナ			
会員様ご氏名			

- * 協定のご利用にあたっては、会員様が当申込書に必要事項(会員様ご氏名)をご記入の上、必ずご契約前(仮申込時または資格確認書類提出時)に、UR 営業センターへご提出いただき、特典利用の旨をお申し出ください。
- * 当申込書の提出と併せ、会員様であることがわかる証明書(会員証、お勤め先記載の健康保険証等)をご提示ください。(会員様である旨が確認できない場合は協定制度がご利用いただけません)

協定制度特典内容 (会員様名義のご契約の場合のみご利用可能)

- ① 通常 2 か月分の敷金が **1** か月分に
- ② 入居日からの家賃 1 か月分が **0** 円に (1 か月フリーレント)

【協定制度に関するご注意】

- ① 契約名義人が会員の方ご本人の場合に、協定制度をご利用いただけます。会員のご家族、退職された方が契約名義人になる場合はご利用いただけません。
- ② 採用予定者(入社予定者)が協定制度をご利用いただく場合は、次の点もお守りいただきます。
 - ・当申込書に加え採用証明書(内定通知書)をご提出いただきます。
 - ・入居可能日(家賃発生日)は採用予定日(入社予定日)の1か月前の同日以降で設定いただきます。
- ③ 次の制度との併用はできません。 ハウスシェアリング制度・近居割・DIY・カスタマイズ UR・子育て割等
- ④ 次の住宅については適用できません。 抽選募集住宅(新築募集賃貸住宅)・高齢者向け優良賃貸住宅・特別募集住宅・シニア賃貸住宅等
- ⑤ 法人契約から個人契約へのご契約名義の切り替えの際にもご利用いただけます。
- ⑥ フリーレント1か月特典は1年以上の継続居住が条件となります。1年未満で解約された場合、フリーレント分のお家賃をお支払いいただきます。
- ⑦ フリーレント期間中も共益費はお支払いいただきます。
- ⑧ フリーレント1か月特典は「定期借家」「フリーレント住宅」「そのママ割」「U35割」等の他の割引との併用は出来ません。
- ⑨ フリーレント1か月特典は予告なく受付を終了する場合がございます。
- ⑩ 協定制度と併用ができない制度、適用されない住戸は変動いたします。 詳細につきましては各 UR 営業センター窓口へお問合せください。
- ⑪ 協定制度は新たに締結いただく賃貸借契約を対象とさせていただきます。既存のご契約は、敷金の返金・フリーレントの対象とはなりません。
- ⑫ 契約締結後及びご入居後に、協定制度のご利用をお申し出いただいても、遡っての適用はいたしかねます。

【個人情報のお取り扱いについて】

ご記入頂きました内容につきましては、個人情報保護法に基づき保管させていただきます。

契約窓口確認押印欄



UR 賃貸住宅